

市報第11号

平成22年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成22年度横浜市下水道事業会計予算、平成22年度横浜市埋立事業会計予算、平成22年度横浜市水道事業会計予算、平成22年度横浜市工業用水道事業会計予算、平成22年度横浜市高速鉄道事業会計予算及び平成22年度横浜市病院事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

平成23年9月2日

横浜市長 林 文子

平成 22 年度横浜市下水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1	下水道事業 資本的支出		円 47,398,191,590	円 33,684,788,508	円 11,937,162,150
	1 建設改良費		47,398,191,590	33,684,788,508	11,937,162,150
		下水道整備事業	46,126,323,640	32,637,645,869	11,873,980,650
		下水道改良事業	1,271,867,950	1,047,142,639	63,181,500

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	繰 越 工 事 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	円	
1,339,000,000	4,944,308,294	5,189,000,000	464,853,856	1,776,240,932	—	
1,339,000,000	4,944,308,294	5,189,000,000	464,853,856	1,776,240,932	—	
1,339,000,000	4,944,308,294	5,189,000,000	401,672,356	1,614,697,121	—	主として、支障物件に 伴い実施工程を変更し たため
—	—	—	63,181,500	161,543,811	—	主として、支障物件に 伴い実施工程を変更し たため

平成22年度横浜市埋立

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 資本的支出			円 13,391,744,000	円 6,346,181,577	円 57,851,850
	1 埋立事業費		13,391,744,000	6,346,181,577	57,851,850
		南 本 牧 埋 立 事 業	13,391,744,000	6,346,181,577	57,851,850

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
繰越工事資金			
円 57,851,850	円 6,987,710,573	円 —	
57,851,850	6,987,710,573	—	
57,851,850	6,987,710,573	—	東日本大震災により機材が損傷し、業務が遅延したため

平成22年度横浜市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左
						企業債
1 水道事業 資本的支出			円 26,256,785,000	円 19,207,623,377	円 5,466,729,653	円 995,000,000
	1 建設改良費		26,256,785,000	19,207,623,377	5,466,729,653	995,000,000
		配水管 整備事業	17,086,307,000	13,691,067,509	3,395,239,000	815,000,000
		基幹施設 整備事業	8,800,378,000	5,256,901,788	2,054,224,553	180,000,000
		その他 建設改良工事	370,100,000	259,654,080	17,266,100	—

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	そ の 他 補 助 金	分担金及び負担金	損益勘定留保資金			
円 19,431,000	円 79,600,000	円 34,757,100	円 4,337,941,553	円 1,582,431,970	円 —	
19,431,000	79,600,000	34,757,100	4,337,941,553	1,582,431,970	—	
15,392,000	—	34,757,100	2,530,089,900	491	—	主として、地元及び関係機関との調整に日時を要したため
4,039,000	79,600,000	—	1,790,585,553	1,489,251,659	—	主として、地元及び関係機関との調整に日時を要したため
—	—	—	17,266,100	93,179,820	—	主として、工法の調整に日時を要したため

平成 22年度横浜市工業用水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
工 業 用 1 水道事業 資本的支出			円 1,123,691,000	円 836,875,395	円 286,805,000
	1 建設改良費		1,123,691,000	836,875,395	286,805,000
		工業用水道 施設整備事業	1,123,691,000	836,875,395	286,805,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国 庫 補 助 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円 13,000,000	円 11,700,000	円 262,105,000	円 10,605	円 —	
13,000,000	11,700,000	262,105,000	10,605	—	
13,000,000	11,700,000	262,105,000	10,605	—	主として、関係機関との調整に日時を要したため

平成 22 年度横浜市高速鉄道

地方公営企業法第 26 条第 2 項

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 高速鉄道 事業費			円 64,700,000	円 19,833,700	円 29,595,849
	3 特別損失		64,700,000	19,833,700	29,595,849
		その他特別損失	64,700,000	19,833,700	29,595,849

事業会計予算繰越計算書

ただし書の規定による事故繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
乗車料収入等			
円 29,595,849	円 15,270,451	円 —	
29,595,849	15,270,451	—	
29,595,849	15,270,451	—	東日本大震災の影響により重機等の燃料調達等に日時を要したため

平成22年度横浜市病院

地方公営企業法第26条第2項

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
(収益の支出) 1 市民病院事業費用			円 1,155,000	円 —	円 1,155,000
	1 医療費用		1,155,000	—	1,155,000
		医療消耗備品 購入事業	1,155,000	—	1,155,000
(資本の支出) 1 市民病院事業 1 資本の支出			5,229,210	—	5,229,210
	1 建設改良費		5,229,210	—	5,229,210
		器械備品 購入事業	5,229,210	—	5,229,210
合	計		6,384,210	—	6,384,210

事業会計予算繰越計算書

ただし書の規定による事故繰越額

左の財源内訳 損益勘定 留保資金等	不 用 額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
円 1,155,000	円 —	円 1,155,000	
1,155,000	—	1,155,000	
1,155,000	—	1,155,000	東日本大震災の影響により工場が被災したため
5,229,210	—	—	
5,229,210	—	—	
5,229,210	—	—	東日本大震災の影響により工場が被災したこと 等のため
6,384,210	—	1,155,000	

参 考

地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。